

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）
【19文科初第535号／平成19年7月31日】

第1 改正法の概要

3 教育における地方分権の推進

(3) スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。第2の3（3）において同じ。）又は文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。第2の3（3）において同じ。）のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができることとしたこと（法第24条の2【現：第23条】第1項）。
- ② 地方公共団体の議会は、①の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと（法第24条の2【現：第23条】第2項）。
- ⑦ ①に伴い、スポーツ振興法【現：スポーツ基本法】を改正し、法第24条の2【現：第23条】第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行する場合は、スポーツの振興に関する計画【現：地方スポーツ推進計画】の策定、スポーツ振興審議会等の委員の任命、体育指導委員【現：スポーツ推進員】の委嘱、スポーツ振興審議会等への意見聴取等は、当該地方公共団体の長が行うこととしたこと（改正法附則第4条）。

第2 留意事項

3 教育における地方分権の推進

(3) スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化

- ① 今回の改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行うものであること。
- ② 法第24条の2第1項の条例で定めるところにより、地方公共団体の長が管理し、及び執行することとすることができるのは、スポーツに関する事務のすべて又は文化に関する事務のすべてのいずれか又は両方とすること。なお、従前のおり、スポーツ又は文化に関する事務の一部については、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。

＜参考＞地方自治法【抜粋】

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第二項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。